

# 渋染一揆に学ぶ

今から150年前の安政3（1856）年、のちに「渋染一揆」と呼ばれる強訴事件が起きました。差別法令の撤回を求めて人々が立ち上がり、それを勝ち取った歴史を振り返ります。

## 『別段御触書』の撤回を求めて…

安政2（1855）年12月、岡山藩は極度に悪化した藩の財政を立て直すために、29か条からなる『儉約御触書』を出しました。このうち最後の5か条は『別段御触書』と呼ばれるもので、被差別部落の人々のみを対象に「着物は木綿で渋染・藍染に限る」「雨天の時は栗下駄をはいてもよいが、顔見知りの百姓に出会えば、下駄をぬいであいさつをすること」「遠くに行く時は下駄をはいてはならない」などと定めた差別的な内容ものでした。

翌年の正月早々、藩内53ヶ村の被差別部落の惣代たちが村役人に呼び出されて『別段御触書』を申し渡され、すぐに認めるよう迫られました。惣代たちはそれを持ち帰って常福寺などで対応を協議し、2月に『別段御触書』の撤回を求めた歎願書を郡会所へ差し出しました。



▲吉井川の八日市河原に建立されている渋染一揆顕彰碑と「結集の地」の案内標識。

これ以後、村役人による認めの催促が一層厳しくなり、ついに認める部落があらわれはじめました。この状況を見た郡代は、いつたん預かつていた歎願書を4月6日に差し戻し、拷問をもつて認めを強要するようになりました。その結果、嘆願運動の指導的立場にあった部落からも脱落するところが出てくるようになります。



▲野営の地から八反峠を望む。

## 嘆願から強訴へ…

## 強訴の結果…

次第に嘆願運動は追いつめられ、方針を強訴へ転換することになりました。この運動で中心的な役割を果たしていた神下村は、藩内のすべての部落に対して、岡山藩家老伊木若狭守への強訴決行を呼びかけました。この呼びかけに応じて6月13日夜半、各村から八日市河原に強訴に参加する人々が集まつきました。夜が明けた頃には、一説には千数百人ともいわれる人々が集結しました。

この呼びかけに応じて6月13日夜半、各村から八日市河原に強訴に参加する人々が集まつきました。夜が明けた頃には、一説には千数百人ともいわれる人々が集結しました。

事件の2年後までに釈放されました。その後、被差別部落の人々が渋染の着物を着るよう強制されることはありませんでした。それでも強訴は認められるものではありませんでした。強訴の指導者12人が袋呂町獄屋に入牢させられ、うち6人が牢死しました。指導者の釈放を要求する運動により、残りの全員は

事件の2年後までに釈放されました。その後、被差別部落の人々が渋染の着物を着るよう強制されることはありませんでした。袋呂町獄屋に入牢させられ、うち6人が牢死しました。指導者の釈放を要求する運動により、残りの全員は

伊木若狭守の陣屋のある虫明を目指して行進していく強訴勢は、途中の佐山村付近で、武装した伊木の軍勢と対峙しました。双方が代表を出して断続的に交渉し、伊木の代表に歎願書を受け取らせ、『別段御触書』を取り下げるよう努力する約束をすることができました。強訴勢は目的を達成し、それぞれの村に帰っていました。

